

令和 2 年 6 月

定 期 監 査
結 果 報 告 書

恵庭市監査委員

恵 監 第 25 号
令 和 2 年 6 月 2 日

恵庭市長	原 田 裕 様
恵庭市議会議長	伊 藤 雅 暢 様
恵庭市教育委員会教育長	穂 積 邦 彦 様
恵庭市選挙管理委員会委員長	真 藤 邦 雄 様
恵庭市農業委員会会長	龍 田 敏 雄 様
恵庭市公平委員会委員長	内 倉 真裕美 様

恵庭市監査委員 北 林 剛

恵庭市監査委員 川 原 光 男

令和2年度定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条並びに恵庭市監査基準に基づく定期監査を実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出します。

定期監査(出先機関)報告書

1. 監査の期間

令和2年5月11日～12日

2. 監査の対象

出先機関(対象施設)	所管部課
新町車庫管理事務所	総務部財務室管財・契約課
黄金ふれあいセンター	子ども未来部子ども家庭課
すずらん保育園	子ども未来部子育て支援課
消防署島松出張所	消防署島松出張所

3. 監査の内容

(1) 監査対象事務

令和元年度に執行された施設の管理運営、備品管理及びその他関連事務

(2) 監査の着眼点等

市の事務が、関係法令等に基づき、①適正に執行されているか、②施設運営、備品管理等が適正にされているか、③施設の危機管理体制が整備されているか等を着眼点とし、監査を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組み等についても聞き取りを行った。

(3) 監査の方法

監査は、事前に着眼点、対象施設別の確認事項を通知し、関係書類を徴集の上、書類監査を行い、その後、関係職員から内容を聴取した。

4. 監査の結果

監査の結果、施設の管理運営、備品管理及び危機管理体制並びにその他関連事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において、検討事項があったことから、令和2年5月20日に監査結果の講評を行い、その状況や内容を説明するとともに改善及び検討を促した。

なお、監査の結果については、令和2年5月25日付で文書により所属長等に対し通知した。

出先機関ごとの監査結果は次の通りである。

(1) 新町車庫管理事務所

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

施設運営、備品管理及び施設の危機管理等について、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、共用車は不特定多数の職員が利用することから、使用後の消毒等、感染症予防の対策について検討事項とした。

- ①施設運営、備品管理の状況
- ②車両の利用、安全運転確保の状況
- ③危機管理体制
- ④台帳及び諸帳簿の整備等

(2) 黄金ふれあいセンター

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

施設運営、備品管理及び施設の危機管理等について、概ね適正に執行されていると認められた。なお、一部の諸帳簿に決裁漏れがあり、口頭で改善を促した。

また、ボランティアで運営している喫茶の現金等の保管については、事故防止の観点から、管理方法について検討事項とした。

- ①施設の利用状況
- ②施設運営、備品管理の状況
- ③危機管理体制
- ④現金の保管、管理状況
- ⑤台帳及び諸帳簿の整備等

(3) すずらん保育園

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

施設運営、備品管理及び施設の危機管理等について、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部の諸帳簿に消せるペンでの記載、出張旅費精算の一部の未処理について、口頭で改善を促した。

- ①施設の利用状況
- ②施設管理、備品管理の状況
- ③危機管理体制
- ④給食の安全対策
- ⑤台帳及び諸帳簿の整備等

(4) 消防署島松出張所

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

施設運営、備品管理及び施設の危機管理等について、概ね適正に執行されていると認めら

れた。なお、一部の諸帳簿に記載漏れがあり、口頭で改善を促した。

また、燃料の残量確認は毎日実施することで改善されているが、施設管理マニュアルに一部未修正があることから、見直しについて検討事項とした。

- ①施設運営、備品管理の状況
- ②危機管理体制
- ③査察の実施状況
- ④台帳及び諸帳簿の整備等